

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年4月21日

収支等命令者

佐賀県教育委員会事務局

教育DX推進グループ推進監 古賀哲也

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度Eコネクト事業に係る授業の撮影・編集業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和7年6月2日から
令和8年3月31日まで

2 入札参加資格及び条件に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又

は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(5) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

佐賀県教育委員会事務局教育 DX 推進グループ（旧館3階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7363

FAX番号 0952-25-7557

電子メールアドレス kyouikudx-g@pref.saga.lg.jp

(2) 仕様書及び入札関係様式等の交付期間及び交付方法

令和7年4月21日（月曜日）から5月7日（水曜日）まで
佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

(3) 入札参加資格の確認及び入札関係書類の提出

入札に参加しようとする者は、別に定める入札参加資格確認申請書（別記様式1）に次に掲げる関係資料を添付のうえ、令和7年5月7日（水曜日）17時までに(1)の担当課に持参し、又は郵送（必着）すること。

- ・入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- ・会社概要に関する資料（パンフレット等）
- ・営業概要書（別記様式2）
- ・誓約書（別記様式3）
- ・同種業務の履行実績調書（別記様式4）※履行実績がある場合のみ提出

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

また、入札参加資格確認申請書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、別に定める入札辞退届（別記様式5）を提出すること。

入札参加資格の確認結果は、5月9日（金曜日）までに通知する。

(4) 入札参加資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格を失うものとする。

ア 仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生法手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けたとき。

エ その他本件契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札書の提出方法

別に定める入札書（別記様式6）を（6）に持参すること。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に別に定める委任状（別記様式7）を提出するものとする。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年5月13日（火曜日）10時00分

イ 場所 佐賀市城内一丁目5-14

旧佐賀県自治会館2階 10号会議室

(7) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関の

ものに限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額 (手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 上記に関わらず、次のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約 (見積金額の100分の5以上) を締結し、その証書を提出する者

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

(8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 入札の無効

入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれ

かに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札保証金が(7)に規定する金額に達しない者

オ 1人で2以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のない者

キ 期限内に入札を行わない者

ク 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(10) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(11) 入札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができない場合は、これを中止する。

4 その他

(1) 入札及び契約の手續並びに契約の履行に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格（税抜きの前定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。

エ 第2回目の開札の結果、落札者がいないときは最低の価格をもって有効な入札を行った入札者と随意契約の協議を行う。

(5) 質問等

公告内容に質問がある場合は、別に定める質問書（別記様式8）に質問内容を記載し、令和7年4月28日（月曜日）17時までに3の(1)のメールアドレスへ送信すること。

回答は5月1日（木曜日）までに、入札参加資格確認申請者あて、メールにて行う。

(6) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、3の(7)のイの各号に掲げる担保を供することができる。

ウ 上記に関わらず、次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する者

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模

の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

- (7) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (8) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。